草加市ドッグラン広場利用要綱

（令和５年９月１５日
告示第８６２－２号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、草加市立公園条例（平成１７年条例第４１号）第１条の２第３号に定める都市公園以外の公園として市が管理運営する草加市ドッグラン広場（以下「ドッグラン」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（ドッグランの利用目的）

第２条　ドッグランは、犬の飼い主のマナー及びモラルの向上を目的とした利用が図られる場とする。

（ドッグランの利用時間）

第３条　ドッグランの利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市のイベント等が開催されることによりドッグランの管理運営上必要があると認めたときは、ドッグランの利用時間を変更することができる。

区分	期　間	利用時間
通常	３月から６月まで １０月	午前７：００～午後８：００
夏季	７月から９月まで	午前６：００～午後８：００
冬季	１１月から２月まで	午前８：３０～午後８：００

（ドッグランの休業日）

第４条　ドッグランの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市が必要と認めたときは、臨時に休業日を定めることができる。

⑴　１２月３１日及び１月１日

⑵　ドッグラン関連設備の整備又は点検が行われる日

（利用登録申請）

第５条　ドッグランを利用しようとする者は、あらかじめ草加市ドッグラン広場利用登録申請書兼誓約書（第１号様式）を市長に提出し、利用登録申請をしなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

２　前項本文の規定により利用登録申請をしようとする者は、次条第６号ただし書に該当することを確認するために市長が必要と認める書類がある場合は、その書類を併せて提出しなければならない。

３　利用登録申請の受付期間は、原則毎年７月１日から８月３１日までとする。ただし、転入者その他の新規利用希望者の利用登録申請は、この限りでない。

４　利用登録の有効期間は、１０月１日から翌年９月３０日までの１年間とする。ただし、前項ただし書の規定による利用登録申請をしたときの有効期間は、登録を行った日以後の最初の９月３０日までとする。

５　前項の規定による有効期間の満了に当たり引き続きドッグランを利用しようとするときは、再度、利用登録申請をしなければならない。この場合において、第１項本文、第２項、第３項本文及び前項本文の規定を準用する。

（利用登録の条件）

第６条　ドッグランの利用登録をする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

⑴　１８歳以上であること。

⑵　草加市暴力団排除条例（平成２４年条例第３０号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。

⑶　登録を受けようとする飼い犬（以下この条において「飼い犬」という。）が２頭以内であること。

⑷　飼い犬が生後６か月以上であって、狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）に定める犬鑑札の交付を受けていること又は犬鑑札とみなされたマイクロチップに係る登録証明書の提示ができること。

⑸　利用登録申請をする日から１年以内に飼い犬が狂犬病予防法に定める狂犬病予防注射（以下「予防注射」という。」）を受け、注射済証の交付を受けていること。

⑹　飼い犬が闘犬等又は他の利用者（第８条に規定する利用者をいう。以下この号において同じ。）に恐怖感を与える犬でないこと。ただし、犬のしつけ等に関する訓練済証等を受けていることにより、ドッグランの利用に当たり他の利用者及びその飼い犬に対する安全性に支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

⑺　狂犬病予防法その他関係法令を遵守していること。

⑻　ドッグランの維持及び管理運営に協力できること。

⑼　草加市ドッグラン広場利用登録申請書兼誓約書の誓約内容を遵守できること。

（利用登録証）

第７条　市長は、第５条の規定による利用登録申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申請者に草加市ドッグラン広場利用登録証（第２号様式。以下「利用登録証」という。）を交付するものとする。

（遵守事項）

第８条　ドッグランの利用者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　ドッグランで生じた事故、怪我その他の利用者同士のトラブルは、利用者が自らの責任において解決すること。

⑵　ドッグランへの入退場時は速やかに門扉を開閉し、必ず閉門確認を行うこと。

⑶　利用登録証を必ず携行し、職員の求めがあったときは、これを提示すること。

⑷　受付簿に利用登録証番号を記載してから利用すること。

⑸　１８歳未満の者を入場させる場合は、その保護者として利用者が同伴すること。

⑹　乳幼児及びベビーカーを入場させないこと。

⑺　飲食物並びに餌及び玩具を持ち込まないこと。

⑻　常に飼い犬から目を離さず、飼い犬を残して外に出ないこと。

⑼　飼い主の命令に従わない等訓練及びしつけが不十分な犬を連れているときは、リードを放さないこと。

⑽　相性が合わない犬が居合わせる等により犬同士の争いが生じる危険が高い場合は、リードを放さないこと。

⑾　利用者１人につき２頭を超えて同時に利用しないこと。

⑿　飼い犬２頭を同時に入場させて利用するときは、自らが制御できる範囲で利用し、それが難しい場合は１頭ずつ利用すること。

⒀　競技及びその訓練を目的として利用しないこと。

⒁　給水場所で飼い犬の水浴びを行わないこと。

⒂　喫煙及び火気の使用をしないこと。

⒃　ドッグラン施設を毀損し、又は汚損しないこと。

⒄　飼い犬のふん及びごみは持ち帰ること。

⒅　犬以外のペットを連れて利用しないこと。

⑲　次に掲げる行為をしないこと。

ア　公の秩序及び善良な風俗を害するおそれのある行為

イ　営業等を目的とする行為

ウ　宗教的活動又は政治的活動を目的とする行為

エ　その他、他の利用者及び近隣への迷惑を及ぼすとみなされる行為

⑳　職員の案内及び指示に従うこと。

（利用の制限）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ドッグランの利用を制限することができる。

⑴　利用者が前条に定める遵守事項を守らないとき。

⑵　飼い犬が飼い主の命令に従わない等訓練及びしつけが不十分であるとき。

⑶　飼い犬が病気又は病気の状態であると疑われるとき。

⑷　飼い犬が発情期であるとき。

⑸　飼い犬が日常的な噛み癖をもつ、又は他の利用者及び犬に威嚇若しくは噛みつき行為をする等攻撃的であるとき。

（利用登録の取消し）

第１０条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ドッグランの利用を停止させ、又は利用登録を取り消すことができる。

⑴　虚偽の利用登録申請をしたとき。

⑵　利用登録証の貸し借り（同居家族を除く。）及び譲渡又は複製をしたとき。

⑶　第８条各号に規定する事項を遵守しないとき。

⑷　その他ドッグランの管理運営に支障を及ぼすと市長が認めたとき。

（利用登録証の再交付）

第１１条　利用者は、利用登録証を紛失したときは、草加市ドッグラン広場利用登録証再交付申請書（第３号様式）を速やかに市長に提出し、再交付を受けた上で利用するものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、ドッグランの利用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、令和５年１０月１日から施行する。

（準備行為）

２　ドッグランの利用登録申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。この場合における第５条第３項の規定の適用については、同項中「原則毎年７月１日から８月３１日まで」とあるのは、「１０月１日から１１月３０日まで」とする。

３　前項の規定により利用登録をした場合における第５条第４項の規定の適用については、同項中「１０月１日から９月３０日までの１年間」とあるのは、「１月１日から９月３０日まで」とする。

第２号様式（第７条関係）

草加市ドッグラン広場利用登録証 兼　利用ルール遵守誓約書 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ **有効期間　　年　月　日まで**	利用ルール（抜粋版）